

様式第 2 号（第 7 条関係）

処分基準整理票

処分の内容	先端設備等導入計画の認定の取り消し		
根拠法令 及び条項	中小企業等経営強化法第53条第2項、第3項		
処分基準	☒ 有（第 6 条において準用する第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） ☐ 無（根拠：第 6 条において準用する第 4 条第 2 項第 号に該当）		
	公表 ☒ する ☐ しない（公表しない場合の根拠：第 7 条第 4 項第 号に該当）		
	【内容】（※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （先端設備等導入計画の変更等） 第 5 3 条 1 略 2 特定市町村は、認定先端設備等導入事業者が当該認定に係る先端設備等導入計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定先端設備等導入計画」という。）に従って先端設備等導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 3 特定市町村は、認定先端設備等導入計画が前条第 4 項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 （先端設備等導入計画の認定） 第 5 2 条 1 ～ 3 略 4 特定市町村は、第一項の認定の申請があった場合において、その先端設備等導入計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 （1）基本方針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであること。 （2）当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 5 略		
	処分基準 設定年月日	平成 3 0 年 6 月 1 3 日	処分基準 最終変更年月日
所管部署	環境経済部産業振興課		

備考	
----	--

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。